

○可児市文化創造センター条例施行規則

平成24年 3月30日

規則第25号

改正 平成25年12月24日規則第47号

平成28年 1月 4日規則第 1号

(趣旨)

第1条 この規則は、可児市文化創造センター条例（平成17年可児市条例第83号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用の申請)

第2条 条例第8条第1項の規定による使用の申請（以下「使用申請」という。）を開始する期日（以下「申請開始期日」という。）は、条例別表に掲げる施設及び別表に掲げる備品（以下「施設等」という。）を使用しようとする日（以下「使用日」という。）に応じ、次表に定めるとおりとする。ただし、申請開始期日が休館日にあたる場合は、その翌日を申請開始期日とする。

使用日	申請開始期日	
	主劇場又は小劇場を使用する場合	主劇場及び小劇場以外の施設を使用する場合
4月1日から6月30日まで	使用日の属する年の前年4月1日	使用日の属する年の1月5日
7月1日から9月30日まで	使用日の属する年の前年7月1日	使用日の属する年の4月1日
10月1日から12月27日まで	使用日の属する年の前年10月1日	使用日の属する年の7月1日
1月5日から3月31日まで	使用日の属する年の前年1月5日	使用日の属する年の前年10月1日

2 前項の表に定める主劇場及び小劇場以外の施設を使用する場合において、条例第4条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が特に必要と認めるときは、主劇場又は小劇場を使用する場合と同じ申請開始期日とすることができる。

3 使用申請は、設備の操作技術者の動員を必要とする場合、備付け以外の備品を使用する場合等施設等の管理上準備の期間を要するときは、使用日の属する月の前月の10日までにしなければならない。ただし、当該期日が休館日にあたる場合は、その翌日までとする。

(連続使用等)

第3条 施設等を連続して使用することのできる日数（以下「連続使用日数」という。）は、10日間とする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

2 前項の連続使用日数の計算には、休館日を含めないものとする。

(使用等許可申請書)

第4条 条例第8条第1項に規定する使用の許可（以下「使用許可」という。）又は条例

第12条第1項に規定する特別の設備等の許可（以下「特別設備許可」という。）を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、可児市文化創造センター使用等許可申請書（別記様式第1号。以下「許可申請書」という。）を指定管理者に提出しなければならない。

- 2 前項の許可申請書の受付時間は、開館日の午前9時から午後9時までとする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

（使用許可の方法）

第5条 指定管理者は、使用許可又は特別設備許可をしたときは、可児市文化創造センター使用等許可書（別記様式第2号。以下「使用等許可書」という。）を申請者に交付するものとする。

（使用許可の変更申請等）

第6条 前条の使用等許可書の交付を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用等許可書に記載された事項の全部又は一部を変更しようとするときは、可児市文化創造センター使用等変更申請書（別記様式第3号）に使用等許可書を添えて、指定管理者に提出し、その許可を受けなければならない。

- 2 指定管理者は、前項の規定により使用の変更を許可したときは、可児市文化創造センター使用等変更許可書（別記様式第4号）を使用者に交付するものとする。

（使用等の取消し）

第7条 使用者が使用又は特別の設備等の取下げをしようとするときは、可児市文化創造センター使用等許可取消申請書（別記様式第5号）に使用等許可書を添えて、速やかに指定管理者に提出しなければならない。

- 2 指定管理者は、前項の取下げを承認したとき又は条例第11条第1項の規定により使用の許可を取り消したときは、可児市文化創造センター使用等許可取消通知書（別記様式第6号。以下「取消通知書」という。）を使用者に交付するものとする。

（備品の利用料金）

第8条 条例別表の規則に定める備品の利用料金限度額は、別表のとおりとする。

（利用料金の納入）

第9条 利用料金は、使用等許可書の交付の際に、指定管理者に支払わなければならない。ただし、指定管理者がやむを得ないと認めたときは、使用許可後に納入することができる。

（利用料金の還付）

第10条 条例第14条ただし書の規定により利用料金の還付を受けようとする者は、可児市文化創造センター利用料金還付申請書（別記様式第7号）に取消通知書を添えて指定管理者に提出しなければならない。

- 2 指定管理者は、前項の規定による申請を適当と認めたときは、可児市文化創造センター利用料金還付決定通知書（別記様式第8号）を使用者に交付するものとする。

- 3 条例第14条第2号の規則で定める日（以下「取下げ申出期限」という。）は、次表のとおりとし、既納の利用料金に対する還付の割合（以下「還付率」という。）は、それぞれ右欄に定めるとおりとする。ただし、取下げ申出期限が休館日にあたる場合は、その翌日を取下げ申出期限とする。

使用許可を受けた施設等	取下げ申出期限	還付率
主劇場及び小劇場並びにこれと併用して使用を許可された施設等	使用初日の120日前	100%
	使用初日の60日前	70%
	使用初日の30日前	30%
上記以外の施設等	使用初日の30日前	100%
	使用初日の20日前	70%
	使用初日の10日前	30%

4 利用料金の還付の額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げる。

(使用方法)

第11条 使用者は、センターの使用方法その他必要な事項について、使用前にあらかじめ指定管理者と打ち合わせなければならない。

2 使用者は、センターの秩序保持のため、使用責任者を置くほか必要な措置を講じなければならない。

3 使用者は、センターの使用を開始するときは使用等許可書を指定管理者に提示し、使用後にその点検を受けなければならない。

(持ち出し使用の禁止)

第12条 センターの備品は、指定管理者が認めるほか施設外への持ち出しを禁止する。

(遵守事項)

第13条 条例第17条第6号の規則に定める遵守事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) みだりに火気を使用し、又は危険を引き起こす行為をしないこと。
- (2) 所定の場所以外において飲食及び喫煙をしないこと。
- (3) 騒音を発したり、暴力を用いるなど他人の迷惑となる行為をしないこと。
- (4) 所定の場所以外に出入りしないこと。
- (5) 指定管理者及びその関係職員の指示に従うこと。

(損傷等の届出)

第14条 使用者その他センターを利用する者は、施設等を損傷し、又は滅失したときは、直ちに指定管理者に届け出て、指示を受けなければならない。

(レストラン等の使用の許可)

第15条 条例第19条に規定するレストラン及び自動販売機置場（以下「レストラン等」という。）の使用の許可を受けようとする者は、可児市文化創造センターレストラン等使用許可申請書（別記様式第9号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の許可をするときは、可児市文化創造センターレストラン等使用許可書（別記様式第10号）をレストラン等の使用の許可を受けようとする者に交付するものとする。

(委任)

第16条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

2 この規則の施行日前に可児市文化創造センターの設置及び管理に関する規則（平成15

年可児市教育委員会規則第5号)の規定に基づき行われた使用許可の申請、使用許可その他の行為は、この規則の相当規定により行われたものとみなす。

附 則 (平成25年規則第47号)

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の各条例の規定は、施行の日以後に受理された使用許可申請に係る使用料及び利用料金(以下「使用料等」という。)について適用し、施行の日前に受理された使用許可申請に係る使用料等については、なお従前の例による。

附 則 (平成28年規則第1号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

別表 (第8条関係)

主劇場及び小劇場の備品利用料金限度額

区分	使用施設	備品名	単位	利用料金(円)	備考
舞台設備	主劇場	定式幕	1式/区分	1,000	
		仮設花道(上手)	1式/区分	2,000	
		仮設花道(下手)	1式/区分	2,000	
		松羽目	1式/区分	1,000	
		竹羽目	1式/区分	2,000	
		地拵	1枚/区分	500	
		フルコンサートピアノ(スタインウェイ)	1台/区分	7,200	調律料を含まない。
		走行式音響反射板	1式/区分	3,000	
		紗幕	1枚/区分	500	
	主劇場・小劇場共用	仮設能舞台飾り	1式/区分	5,100	
		屏風(金、銀、鳥の子)	1双/区分	1,000	
		指揮者台	1台/区分	100	
		指揮者用譜面台	1台/区分	100	
		ダンスマット	1巻/区分	200	
		ドライアイスマシン	1台/区分	500	
		スモークマシン(ロスコーマシン)	1台/区分	500	
		スモークマシン(コンセプトマシン)	1台/区分	1,800	液含む。
		所作台	1式/区分	3,000	
		液晶プロジェクター	1台/区分	2,000	スクリーンを含む。
ビデオデッキ	1台/区分	500			
OHC	1台/区分	500			
移動小迫り	1台/区分	2,000			
小劇場	地拵	1枚/区分	500		

		フルコンサートピアノ (ヤマハ)	1台/区分	4,100	調律料を含まない。
		音響反射板	1式/区分	2,000	
		移動式音響反射板	1台/区分	360	
		紗幕	1枚/区分	500	
音響設備	主劇場・小劇場	拡声装置	1式/区分	無料	マイク (コンデンサマイク又はダイナミックマイク) 2本を含む。
		コンデンサマイク	1本/区分	200	
		ダイナミックマイク	1本/区分	100	
		ハンドワイヤレスマイク	1本/区分	400	単三電池 1本含む。
		タイピンワイヤレスマイク	1本/区分	500	単三電池 2本含む。
		吊りマイク	1式/区分	500	コンデンサマイク 2本含む。
		ハードディスクレコーダ	1台/区分	500	
		DAT	1台/区分	200	
		カセットレコーダ	1台/区分	100	
		CDプレーヤ・レコーダ	1台/区分	200	
		MDプレーヤ・レコーダ	1台/区分	200	
		ダイレクトボックス	1台/区分	100	
		移動型スピーカ	1台/区分	300	アンプを含む。
		返りスピーカ	1台/区分	200	アンプを含む。
		エフェクタ	1台/区分	100	
		オープンレコーダ	1台/区分	300	
		大型移動音響卓	1台/区分	1,000	
		小型移動音響卓	1台/区分	500	
		パラメトリックイコライザ	1台/区分	200	
グラフィックイコライザ	1台/区分	100			
照明設備	主劇場・小劇場	基本セット (作業灯)	1式/区分	無料	
		Aセット (50キロワットまで)	1式/区分	3,200	
		Bセット (100キロワットまで)	1式/区分	6,500	
		Cセット (150キロワットまで)	1式/区分	9,800	
		Dセット (200キロワットまで)	1式/区分	13,100	
		Eセット (250キロワットまで)	1式/区分	16,400	
		Fセット (300キロワットまで)	1式/区分	19,700	
		Gセット (400キロワットまで)	1式/区分	26,300	
		Hセット (400キロワット超え)	1式/区分	30,800	
プロジェクタースポット	1式/区分	500			

		ストロボ	1台/区分	300	
		波マシン	1台/区分	300	
		ミラーボール	1台/区分	300	
		センターピンスポット (2キロワット)	1台/区分	1,000	
		センターピンスポット (3キロワット)	1台/区分	1,500	
持込機材	主劇場・小劇場	電源コンセント	1キロワット/区分	200	

その他の施設の備品利用料金限度額

音響設備	映像シアター	拡声装置	1式/区分	無料	マイク2本を含む。
	ロフト及びレセプションホール共通	拡声装置	1式/日	600	ダイナミックマイクを含む。ロフトとは、音楽ロフト、演劇ロフト、美術ロフト及び演劇練習室をいう。
	共用	ポータブルCDアンプ	1式/日	500	ワイヤレスマイクを含む。
		ポータブルワイヤレスアンプ	1式/日	400	ワイヤレスマイクを含む。
		コンデンサマイク	1本/日	200	
		ダイナミックマイク	1本/日	100	
ワイヤレスマイク		1本/日	300	映像シアター、音楽ロフト、美術ロフト及びレセプションホールの共用備品 単三電池1本含む。	
照明設備	演劇ロフト	フラットライト (1キロワット)	1台/区分	200	
		HMIピンスポットライト	1台/区分	1,200	
	音楽ロフト・演劇ロフト共用	スポットライト (500ワット)	1台/区分	200	
映	共用	液晶プロジェクター (小)	1台/日	500	

像 設 備		スライドプロジェクター	1台/日	500	
		OHC	1台/日	500	
		ダブルビデオデッキ	1台/日	500	
		DVDプレーヤ・レコーダ	1台/日	500	
楽 器	音 楽 ロ フト・演 ハ)	セミコンサートピアノ (ヤマハ)	1台/区分	1,500	調律料を含まない。
	劇 ロ フ ト・演劇 イ) 練習室 共用	セミコンサートピアノ (カワイ)	1台/区分	1,000	調律料を含まない。
そ の 他	共用	展示パネル	1枚/日	50	展示用フック、ハンガーを含む。
		台座	1台/日	50	
持 込 機 材	全 施 設 共通	電源コンセント	1キロワット/区分	200	

備考

- 1 単位の一区分とは、条例別表に定める時間区分における午前、午後及び夜間の各々の時間区分をいう。
- 2 この表に定める主劇場及び小劇場の備品の利用料金は、搬入、搬出、仕込み、バラシ等の準備及び片付けを除いたリハーサル、本番等の使用について適用する。ただし、リハーサルその他練習に使用する場合の利用料金は、この表に定める主劇場及び小劇場の備品の利用料金の額の半額とする。
- 3 使用する備品の設営及び撤去は、指定管理者の指示に従って使用者が行うものとする。

別記様式第1号(第4条関係)

可児市文化創造センター使用等許可申請書

年 月 日

(指定管理者) 様

申請者	団体名又は氏名	
	代表者名(団体のみ)	
	所在地又は住所	〒
	連絡先	電話 FAX
使用責任者	氏名	
	住所	〒
	連絡先	電話 FAX

可児市文化創造センターを次のとおり使用したいので申請します。

使用目的(公演等の名称等)						
入場対象者		<input type="checkbox"/> 一般公開 <input type="checkbox"/> 会員制 <input type="checkbox"/> 関係者のみ				
入場料金等		<input type="checkbox"/> 無料 <input type="checkbox"/> 有料(<input type="checkbox"/> 指定席有) 最高額 円				
共催者又は後援者						
1	使用施設				使用日	年 月 日
	占用の有無	公演等の有無	使用開始時間	開場時間	終演時間	使用終了時間
	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	:	:	:	:
2	使用施設				使用日	年 月 日
	占用の有無	公演等の有無	使用開始時間	開場時間	終演時間	使用終了時間
	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	:	:	:	:
3	使用施設				使用日	年 月 日
	占用の有無	公演等の有無	使用開始時間	開場時間	終演時間	使用終了時間
	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	:	:	:	:
4	使用施設				使用日	年 月 日
	占用の有無	公演等の有無	使用開始時間	開場時間	終演時間	使用終了時間
	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	:	:	:	:
5	使用施設				使用日	年 月 日
	占用の有無	公演等の有無	使用開始時間	開場時間	終演時間	使用終了時間
	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	:	:	:	:
備考	備品使用 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				施設利用料金	* 円
	持込機材 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				備品利用料金	* 円
	特別装備 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				合計	* 円

- 注 1 入場料金等は、入場料金、会費等の名称にかかわらず、入場者から徴収する料金のうち最高金額を記入してください。
 2 □の箇所は、該当するものにレ印を付してください。
 3 開始時間と終了時間は、必ず記入してください。(搬入、準備、片付け等の時間を含みません。)
 4 *欄は記入しないでください。

様式第2号(第5条関係)

可児市文化創造センター使用等許可書

許可番号 第 号
年 月 日

年 月 日付けで申請のあった可児市文化創造センターの施設の使用について次のとおり許可します。

(指定管理者)

申請者	団体名又は氏名	
	代表者名(団体のみ)	
	所在地又は住所	〒
	連絡先	電話 FAX
使用責任者	氏名	
	住所	〒
	連絡先	電話 FAX
使用目的(公演等の名称等)		
入場対象者	<input type="checkbox"/> 一般公開 <input type="checkbox"/> 会員制 <input type="checkbox"/> 関係者のみ	
入場料金等	<input type="checkbox"/> 無料 <input type="checkbox"/> 有料(<input type="checkbox"/> 指定席有) 最高額 円	
共催者又は後援者		

No.	施設名	使用日	開始時間	開場時間	終演時間	終了時間	占有	公演等
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
備考	備品使用 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				施設利用料金	*	円	
	持込機材 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				備品利用料金	*	円	
	特別装備 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				合計	*	円	
使用条件								

様式第3号(第6条関係)

可児市文化創造センター使用等変更申請書

年 月 日

(指定管理者) 様

申請者	団体名又は氏名		
	代表者名(団体のみ)		
	所在地又は住所	〒	
	連絡先	電話	F A X

次のとおり使用許可の変更を申請します。

使用許可年月日	
使用許可番号	第 号

使用目的(公演等の名称等)	
---------------	--

No.	施設名	使用日	開始時間	開場時間	終演時間	終了時間	占有	公演等
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								

変更事項	変更前	
	変更後	

理由

備考		*	変更前	変更後
		施設利用料金	円	円
		備品利用料金	円	円
		合計	円	円

- 注 1 使用等許可書を必ず添付してください。
 2 *欄は、記入しないでください。

様式第4号(第6条関係)

可児市文化創造センター使用等変更許可書

許可番号 第 号
年 月 日

(指定管理者)

申請者	団体名又は氏名		
	代表者名(団体のみ)		
	所在地又は住所	〒	
	連絡先	電話	F A X

次のとおり使用許可の変更を許可します。

使用許可年月日
使用許可番号 第 号

使用目的(公演等の名称等)	
---------------	--

No.	施設名	使用日	開始時間	開場時間	終演時間	終了時間	占有	公演等
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								

変更事項	変更前	
	変更後	

理由	
----	--

備考		*	変更前	変更後
		施設利用料金	円	円
		備品利用料金	円	円
		合計	円	円

様式第5号(第7条関係)

可児市文化創造センター使用等許可取消申請書

年 月 日

(指定管理者) 様

申請者	団体名又は氏名		
	代表者名		
	住所	〒	
	連絡先	電話	F A X

次のとおり施設の使用許可の取消しを申請します。

使用許可年月日	年	月	日
使用許可番号	第	号	

使用目的(公演等の名称等)				
1	使用施設		使用日	年 月 日
	使用時間	午前・午後	時から	午前・午後 時まで
2	使用施設		使用日	年 月 日
	使用時間	午前・午後	時から	午前・午後 時まで
3	使用施設		使用日	年 月 日
	使用時間	午前・午後	時から	午前・午後 時まで
4	使用施設		使用日	年 月 日
	使用時間	午前・午後	時から	午前・午後 時まで
5	使用施設		使用日	年 月 日
	使用時間	午前・午後	時から	午前・午後 時まで
取消しの理由				
備考				

注 使用等許可書を必ず添付してください。

様式第6号(第7条関係)

可児市文化創造センター使用等許可取消通知書

第 号
年 月 日

(指定管理者)

申請者	団体名又は氏名		
	代表者名		
	住所	〒	
	連絡先	電話	F A X

次のとおり施設の使用許可を取り消しましたので
通知します。

使用許可年月日	年	月	日
使用許可番号	第	号	

使用目的(公演等の名称等)				
1	使用施設		使用日	年 月 日
	使用時間	午前・午後	時から	午前・午後 時まで
2	使用施設		使用日	年 月 日
	使用時間	午前・午後	時から	午前・午後 時まで
3	使用施設		使用日	年 月 日
	使用時間	午前・午後	時から	午前・午後 時まで
4	使用施設		使用日	年 月 日
	使用時間	午前・午後	時から	午前・午後 時まで
5	使用施設		使用日	年 月 日
	使用時間	午前・午後	時から	午前・午後 時まで
取消しの理由				
備考				

様式第7号(第10条関係)

可児市文化創造センター利用料金還付申請書

年 月 日

(指定管理者) 様

申請者	団体名又は氏名			
	代表者名			
	住所	〒		
	連絡先	電話	F A X	

次のとおり利用料金の還付を申請します。

使用許可日	年 月 日	使用許可番号	第 号	
変更許可日	年 月 日	変更許可番号	第 号	
取消許可日	年 月 日	取消許可番号	第 号	
利用料金の額			円	
納入済利用料金の額			円	
還付率			%	
還付請求の額			円	
還付方法	<input type="checkbox"/> 現金(可児市文化創造センター窓口払い)			
	<input type="checkbox"/> 口座振込み			
	振込先	金融機関		
		種類	当座・普通	口座番号
		フリガナ		
口座名義				
備考				

- 注 1 使用等変更許可書若しくは使用等許可取消通知書を必ず添付してください。
 2 □の箇所は、該当するものにレ点を付してください。

様式第8号(第10条関係)

可児市文化創造センター利用料金還付決定通知書

通知番号 第 号
年 月 日

(指定管理者)

申請者	団体名又は氏名			
	代表者名			
	住所	〒		
	連絡先	電話	F A X	

次のとおり利用料金の還付を通知します。

使用許可日	年 月 日	使用許可番号	第 号	
変更許可日	年 月 日	変更許可番号	第 号	
取消許可日	年 月 日	取消許可番号	第 号	
利用料金の額		円		
納入済利用料金の額		円		
還付率		%		
還付請求の額		円		
還付方法	<input type="checkbox"/> 現金(可児市文化創造センター窓口払い)			
	<input type="checkbox"/> 口座振込み			
	振込先	金融機関		
		種類	当座・普通	口座番号
		フリガナ		
口座名義				
備考				

様式第9号(第15条関係)

年 月 日

可児市長 様

申請者住所

氏名

可児市文化創造センターレストラン等使用許可申請書

下記のとおり可児市文化創造センターレストラン等の使用許可を申請します。

記

1 申請に係る行政財産の名称

名称 レストラン

自動販売機置場(面積 m^2)

2 使用の目的及び理由

3 使用期間

年 月 日から 年 月 日まで

様式第10号(第15条関係)

可児市指令 第 号

住所

名称

代表者 様

可児市文化創造センターレストラン等使用許可書

年 月 日付けで申請のありました可児市文化創造センター
レストラン等の使用については、下記の条件により許可します。

年 月 日

可児市長

記

- 1 名称
- 2 使用面積
- 3 使用目的
- 4 使用料 月額 円
- 5 使用期間 年 月 日 から 年 月 日 まで
- 6 使用許可条件

別記様式第1号 (第4条関係)

様式第2号 (第5条関係)

様式第3号 (第6条関係)

様式第4号 (第6条関係)

様式第5号 (第7条関係)

様式第6号 (第7条関係)

様式第7号 (第10条関係)

様式第8号 (第10条関係)

様式第9号 (第15条関係)

様式第10号 (第15条関係)